

平成18年度 出資団体監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
 2 監査対象 財団法人 四日市市文化振興財団
 四日市市 市民文化部 市民文化課(出資に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成19年1月23日
 4 監査結果報告 平成19年3月30日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【財団法人四日市市文化振興財団】

(1)契約事務について 委託契約書等に契約日が記載されていないものがあったので注意すること。	【措置済】 平成19年1月25日 ご指摘の委託契約書等の契約日の記載漏れがないか再度確認しました。今後、記載漏れのないように職員全員に注意し、チェック機能を強化します。
(2)現預金等の管理について 窓口収納金の処理、現預金の残高確認、契約に関する検査確認について、四日市市文化振興財団経理規程、契約規程に基づいた事務執行がなされていなかったため、効率的で且つ管理ができるような規程への見直しも含め、規程に基づく適正な事務執行をすること。	【措置済】 平成19年3月31日 収納金の処理及び現預金等の残高確認については、四日市市会計規則第26条の2の規定に準じ経理規程を改正し、適正な事務執行に努めます。また、契約の検査確認については、契約規程第9条及び第10条の規定どおり、検査員が検査し、管理係長又は契約請求係長が立ち会うよう徹底しました。
(3)固定資産について 簿外資産のうち、2件について、耐用年数が1年以上で、かつ取得価格10万円以上のものであったため、四日市市文化振興財団経理規程第33条の規程に基づき、固定資産として処理すること。	【措置済】 平成19年5月31日 当該資産(ロッカーと茶道具)は、市の備品として調達していただく物品でしたが、当時、財団で購入した物です。今後、市へ寄贈し市の備品として登録していただくことになりました。
(4)備品の管理について 市から委託されている文化会館及び茶室の管理において、備え付けられた備品等は契約に基づき適正に管理するとともに、定期的に現物と台帳の照合を行うよう改めること。	【措置済】 平成19年1月25日 ご指摘のとおり、備品等は適正に管理いたします。特に、貸出備品については、立会いのもとで照合を行うようにします。

平成18年度 出資団体監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
 2 監査対象 財団法人 四日市市文化振興財団
 四日市市 市民文化部 市民文化課(出資に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成19年1月23日
 4 監査結果報告 平成19年3月30日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【財団法人四日市市文化振興財団】

(1) 物品の在庫確認について 文化会館で出版している「文化展望四日市」は書店などで販売しているが、全体としての在庫状況が定期的に把握できるよう確認に努めること。	【措置済】 平成19年3月31日 財産の管理上、適正な在庫管理を行うよう注意し、常時在庫状況を把握できるようにしています。
(2) 決算報告書、事業実績報告書について 決算書の記載について、当該年度のみ決算状況が記載されており、また、事業実績報告書が理事会、評議員会の開催案件のみの記載で、前年度の決算書と見比べなければ当該年度に実施された事業の内容や成果が分かりにくい。前年比や計画比の入った資料を添付したり、事業実施状況に、当該年度の目標やその成果についてのコメントを入れるなど広く市民が理解しやすいように決算報告書、事業実績報告書の記載内容について検討すること。	【措置済】 平成19年3月31日 決算書については、平成18年度からこれまでの記載内容を大幅に見直し、事業の実施状況をはじめ、目標に対する達成率、前年度比較等も記載するようにしました。また、決算書の補足資料としても決算額の推移等を作成するようにしました。
(3) 貸館の利用率の向上について 目標数値や基準値を作成し、その目標に沿って計画的に事業執行をし、極力利用率を上げるよう要望する。特に、泗翠庵の利用率が低いので、利用率アップに向け、具体的な取組を検討すること。	【措置済】 平成19年7月1日 貸館の利用率については、平成18年度から事業計画書に成果・活動指標としての目標数値(平成16年度を基準値)を掲げ、事業計画に基づき取り組んでいます。特に、泗翠庵の利用率が30%と低いため、立礼席業務の委託先である四日市茶道教授連盟と協力して、有効活用を図れるよう、また市民が気楽に利用できるようPRしていく。また、県内津市以北の高等学校茶道クラブへの呼びかけや、各企業への利用促進の勧誘等を積極的に実施します。